

協議事項No. 2

各種委員の選出について

保健福祉審議会には、市の各課が所管する審査会や審議会等の委員の選出依頼を受けています。今回の保健福祉審議会委員の改選により、下記委員の選出をする必要がありますので、ご協議をお願いします。

- 1 守谷市地域福祉推進委員会委員（社会福祉課所管）：1名
守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画の進行管理等
任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日（前任者残任期間）
令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年）

- 2 守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員（総務課所管）：1名
守谷市の公共施設の指定管理者の選定審査等
任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日（前任者残任期間）
令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年）

1 守谷市地域福祉推進委員会委員の選出（社会福祉課）

○守谷市地域福祉推進委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 守谷市地域福祉計画(以下「計画」という。)及び守谷市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の円滑な推進を図るため、守谷市地域福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 地域福祉計画等の進捗状況の確認、把握及び評価
- （2） 地域福祉計画等の施策の推進のための支援策の検討
- （3） その他地域福祉計画等の推進のため必要と認められる事項

（組織）

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- （9） 守谷市保健福祉審議会の代表者（該当）

2 守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出（総務課）

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、守谷市の公の施設等の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第12条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。

3 委員会の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

- （3） その他市長が適当と認める者（該当）

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（委員会の所掌事務）

第9条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- （2） 指定管理者の公募に関すること。
- （3） 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。
- （4） その他指定管理者の選定に関し必要な事項